

半田市ながら防犯パトロール隊実施要領

第1条 目的

この要領は、半田市ながら防犯パトロール隊（以下「防犯パトロール隊」という。）地域の犯罪の抑止及び防犯意識の向上を図り、安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする。

第2条 事業内容

普段の買い物、犬の散歩、ジョギングやウォーキングなどの生活の一部のなかで、日時や場所の制約を受けず、個人で自主的に地域の見守り活動を中心とした防犯パトロールを行うこととする。

第3条 登録要件

防犯パトロール隊の要件は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に在住、または在勤、在学の18歳以上の者。このほか、本防犯パトロール隊の啓発に資すると市が認めた者。
- (2) 防犯の意識をもって活動できる者。
- (3) 市から提供される、装備品を装備して活動のできる者。
- (4) 暴力団員又は暴力団、暴力団員その他の反社会勢力と密接な関係を有する者でない者。

第4条 登録

防犯パトロール隊に登録を希望する者は、所定の登録申込書を市に提出するものとする。

第5条 装備品の交付等

- (1) 市は、登録者に対し、防犯パトロールの活動に必要な装備品を交付するものとする。
- (2) 登録者は、防犯パトロール隊の活動を行うに当たっては、前項の装備品を着用するものとする。
- (3) 登録者は、交付を受けた装備品を譲渡、貸与、又は担保に供してはならない。

第6条 登録解除

市は、登録者が次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を解除することができる。

- (1) 登録者から登録の解除の申出があったとき。
- (2) 第3条登録要件を満たさなくなったとき。
- (3) 防犯パトロール隊として適当ではない行為を認めたとき。

第7条 留意事項

- (1) 活動する際には、隊員として、交通事故その他のトラブルに留意すること。
- (2) パトロール中は、あいさつを励行すること。
- (3) パトロール中は、他者にパトロールしていることが分かるよう、装備品が見えるようにしておくこと。
- (4) 不審者等を発見した場合は、追尾等をすることなく、直ちに警察に通報することを徹底し、自身の安全確保を最優先させること。
- (5) 健康に十分留意し、決して無理しないこと。けがや病気の際には、活動を中止すること。
- (6) 他人の人権、財産及びプライバシーを侵害するような行為はしないこと。

第8条 免責事項

半田市ながら防犯パトロールの活動に伴う事故等による負傷、疾病等については、市はその責めを負わない。

第9条 その他

この要領に定めるもののほか、防犯パトロール隊の活動の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は令和2年3月16日から施行する。

附則

この要領は令和3年5月25日から施行する。